

事業者の皆様！準備はお済みですか？

# 2019年10月1日から消費税・地方消費税の **軽減税率制度** がスタート。 仕入税額控除の方式が変わります！

**標準税率 10%** と、**飲食料品（酒類・外食を除く）  
新聞（定期購読契約された週2回以上発行されるもの）** に係る **軽減税率 8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を  
複数税率に対応させる必要があります。

**CHECK** 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合でも、  
例えば、飲食料品等の仕入があれば、  
帳簿上、軽減税率対象である旨を明記  
する必要があります。



詳しくはこちら [軽減税率 国税庁](#) **検索**



レジや受発注・請求書管理システムの  
導入・改修が必要となることがあります。

**CHECK** 軽減税率対策補助金が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向けに  
複数税率対応レジの導入等を支援  
します。ぜひ活用ください。



詳しくはこちら [軽減税率対策補助金](#) **検索**



制度についてのお問い合わせ

●消費税軽減税率電話相談センター（フリーダイヤル）☎0120-205-553

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

\*ナビダイヤル0570-030-456（通話料がかかります）もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

●軽減税率対策補助金事務局（フリーダイヤル）☎0120-398-111

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

## 2019年10月1日、 消費税・地方消費税の税率は10%※へ。

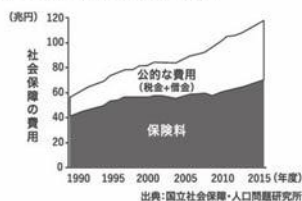
※10%のうち2.2%は地方消費税です。



なぜ、税率が  
上がるんですか？

社会保障制度を次世代に引き継ぎ、  
みんなが安心できる社会にするため

日本では高齢化が進み、社会保障の費用  
は増え続けています。みんなが安心でき  
る社会にするためには、安定した財源を  
確保し、社会保障制度を次世代に引き継  
ぐとともに、全世代型へ転換していく  
必要があります。そのためには10%への  
税率の引上げが必要です。



引上げ分は何に  
使われるのですか？

すべての世代を対象とする  
社会保障のために

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、  
全世代を対象とする社会保障の充実と  
安定のために使われます。例えば①待機  
児童の解消、②3歳から5歳までの幼児  
教育・保育の無償化、③真に支援が必要な  
学生の高等教育（大学など）の無償化、  
④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高  
齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い  
年金受給者への給付金の支給などです。



家計や景気への影響は  
大丈夫ですか？

家計と景気、両方の視点から  
対策を実施します

税率引上げに伴う家計への負担を減  
らすため、飲食料品（お酒・外食を除く）  
と新聞（定期購読契約、週2回以上発行）  
に係る税率を8%に据え置きます（軽減  
税率制度）。  
このほか、家計や景気への影響を緩和  
するための各種対策を実施します。



プレミアム付  
商品券



自動車や住宅の  
購入等支援



キャッシュレス  
決済での  
ポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税（国税）と地方消費税（地方税）を合計したものです。  
地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様身の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索

